

第 1 期御浜町障がい者計画

令和 3 年 3 月

御浜町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	6
1 御浜町の人口の推移	6
2 障がいのある人の数の推移	7
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 計画の基本体系	12
第4章 施策の推進	14
1 社会参加・就労の促進	14
①社会参加の促進と安心して過ごせる居場所づくり	14
②移動手段や社会環境の充実	16
③一般又は福祉的就労の促進	17
2 障がいに対する理解の促進	20
①啓発・広報の推進	20
②福祉教育の推進	21
3 生活支援の充実	23
①情報提供及びコミュニケーションの充実	23
②相談機能及び福祉サービスの充実と居住支援	24
③早期対応と就学支援の充実	27
4 権利擁護の推進	29
①人権意識の理解の促進	29
②成年後見制度の利用促進	30
③虐待防止と災害時支援対策等の充実	32

第5章 計画の推進	34
1 計画の推進体制	34
2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	34
3 計画の見直し	34

参考資料

アンケート調査結果	36
用語解説	44

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28年に障害者差別解消法が施行されるとともに、平成30年には自立生活援助や就労定着支援並びに居宅訪問型児童発達支援といった新たなサービスの創設などを盛り込んだ障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われました。また、同年に改正障害者雇用促進法の一部が施行され、精神障がい者が障がい者雇用義務の対象に盛り込まれるなど障がい者施策の充実が図られるとともに、「第4次障害者基本計画」が策定され、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援及び障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援が図られ、「命の大切さ」等に関する理解の促進や、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進が掲げられています。

三重県においては、当県における障がい者施策の指針を示した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を令和2年度に策定しました。プランでは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、地域で暮らし、働き、活動することの実現を目標としています。

本町においては、令和3年度からはじまる10年間のまちづくりの指針として、長期的な展望のもと、あらゆる分野の目標や施策を定めた「第6次御浜町総合計画」を令和2年度に策定し、まちづくりの将来像として「一人ひとりが、幸せを実感し、「みはま」らしく輝くまち」を掲げるとともに、障がい福祉に関連する目標として「一人ひとりが心豊かに輝けるまちづくり」を掲げ、今後の施策を進めていくこととしています。

また、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、令和3年度以降における障がい福祉サービス、障がい児通所支援福祉サービス、障がい児通所支援等に関する数値目標の設定及びサービスの利用量需要の見込みを定めた「紀南地域第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を、紀南圏域（熊野市・御浜町・紀宝町の1市2町）で、令和2年度に策定しました。

このような取り組みが進められてきているなか、障害者基本法において、各市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として「市町村障害者計画」を策定することが求められており、本町のまちづくりの基本方針である総合計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画として障がい福祉施策を推進するため、「第1期御浜町障がい者計画」を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、本町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づいて3年ごとに策定する「障害児福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとします。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第23条に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」についても本計画のなかに位置づけます。

本町のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していくほか、国の「障害者基本計画」や三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」など、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

■「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の概要

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画	各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画	障がい児の通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした町総合計画の部門計画	障がい者計画のうち、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標を定める計画	障がい児通所・入所支援などについてのサービスの提供体制の確保についての目標を定める計画

本計画における「障がい者」は、「障害者基本法」に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」町民を対象とします。（難病患者、高次脳機能障がい者、障がい児も含みます。）

○障がい者計画の策定根拠法令

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障がい福祉計画の策定根拠法令

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障がい児福祉計画の策定根拠法令

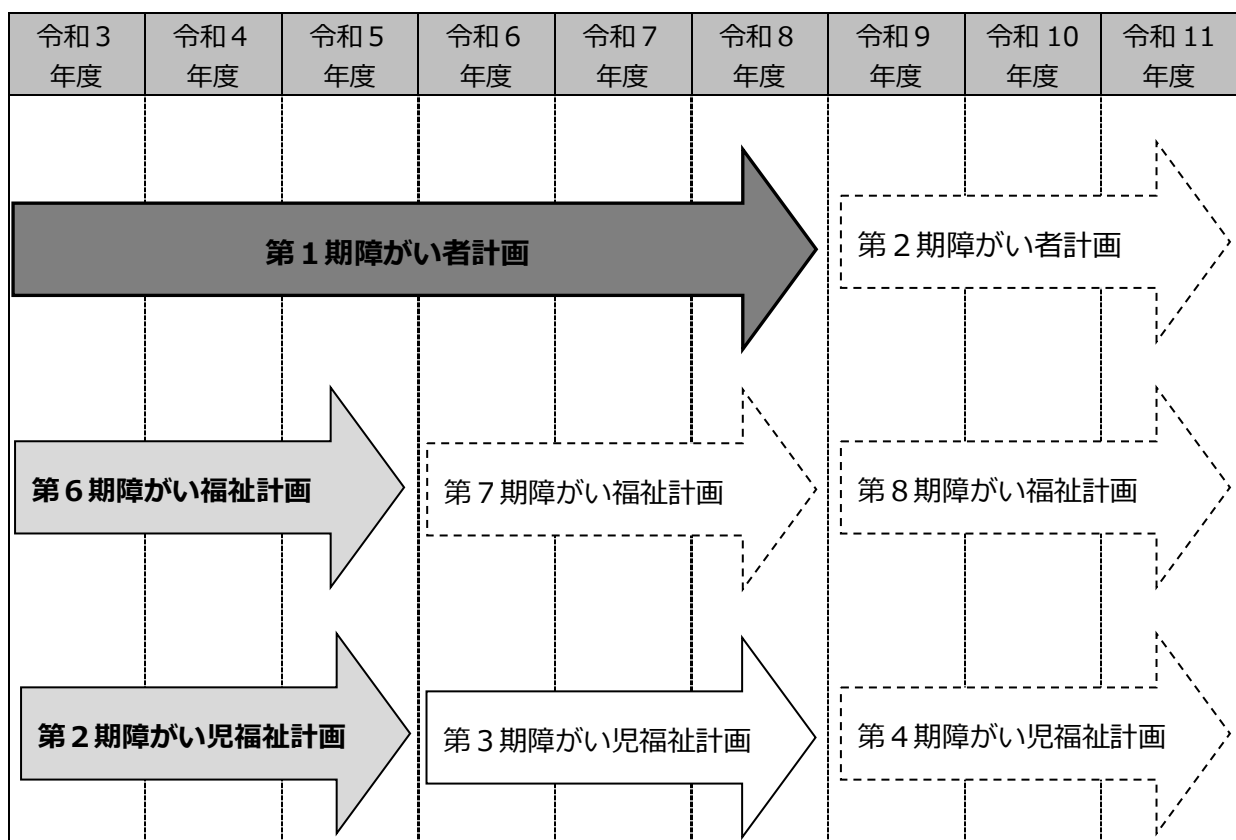
児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6か年の計画とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 御浜町の人口の推移

本町の人口は、令和2年9月30日現在で8,362人となっており、年々減少を続けています。年齢区分ごとにみると、15歳未満人口は857人で10.2%、65歳以上人口は3,288人で39.3%となっています。

■年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
15歳未満	946	907	870	857
15～64歳	4,451	4,324	4,232	4,217
65歳以上	3,316	3,305	3,310	3,288
計	8,713	8,536	8,412	8,362

各年度3月31日現在、令和2年度は、9月30日現在
資料：住民基本台帳

2 障がいのある人の数の推移

①身体障がいのある人

本町において、令和2年9月30日現在の身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は385人で、町人口に占める割合は4.6%となっています。

年齢別にみると、65歳以上が324人で84.2%となっており、大半を占めています。

障がいの程度を等級別にみると、1級が115人（29.9%）、2級が54人（14.0%）と、総数の43.9%を占めています。

■年齢別身体障害者手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～64歳	78	68	61	61
65歳以上	306	309	324	324
計	384	379	385	385

各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在
資料：健康福祉課

■障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	106	109	114	115
2級	55	54	55	54
3級	87	82	80	81
4級	91	92	93	91
5級	24	24	26	27
6級	21	18	17	17
計	384	379	385	385

各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在
資料：健康福祉課

②知的障がいのある人

本町において、令和2年9月30日現在の療育手帳交付数の交付を受けている人の総数は94人となっています。

年齢別にみると、18～64歳が69人で73.4%、65歳以上が18人で19.1%となっています。

障がいの程度を等級別にみると、A判定が43人（45.7%）、B判定が51人（54.3%）となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	11	10	8	7
18～64歳	62	64	65	69
65歳以上	17	18	18	18
計	90	92	91	94

各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在
資料：健康福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A判定	45	44	43	43
B判定	45	48	48	51
計	90	92	91	94

各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在
資料：健康福祉課

③精神障がいのある人

本町において、令和2年9月30日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は46人となっています。

障がいの程度を等級別に割合をみると、2級が35人（76.0%）と一番多くなっています。

■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	—	—	—	—
2級	29	35	35	35
3級	—	—	—	—
計	36	45	44	46

※ 10人以下の数字は、対象者の特定につながる可能性もあるため非表示としています。
各年度3月31日現在、令和2年度は9月30日現在
資料：健康福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけられました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような社会情勢などを背景として、本町においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支え合っていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

**『障がいの有無にかかわらず、
地域の一員としてともに支え合えるまちづくり』**

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の4つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会のなかでいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携のなかで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

地域の一員として地域社会に受け入れられる

障がいのある人が、地域社会のなかにおいて社会を構成する一員として役割を担いつつ、ありのままの姿を受け入れてもらい、当たり前で暮らしている地域づくりをめざします。

3 計画の基本体系

本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の4施策を計画の基本体系とします。

(1) 社会参加・就労の促進

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化するなかで、自らのライフスタイルを主体的に選択し、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進を図るため、経済的な自立を支える就労の拡大を進めるとともに、安心して過ごせる居場所づくりや心のバリアフリーに対して取り組み、だれもが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザインを推進していきます。

(2) 障がいに対する理解の促進

地域でのノーマライゼーションを進めるためには、障がいや障がい児・障がい者について、啓発活動の充実を図り、地域住民の理解を深めることが重要となります。そのため、啓発や理解促進などの各種施策・事業を推進していきます。

(3) 生活支援の充実

自分らしくいきいきと豊かに暮らしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

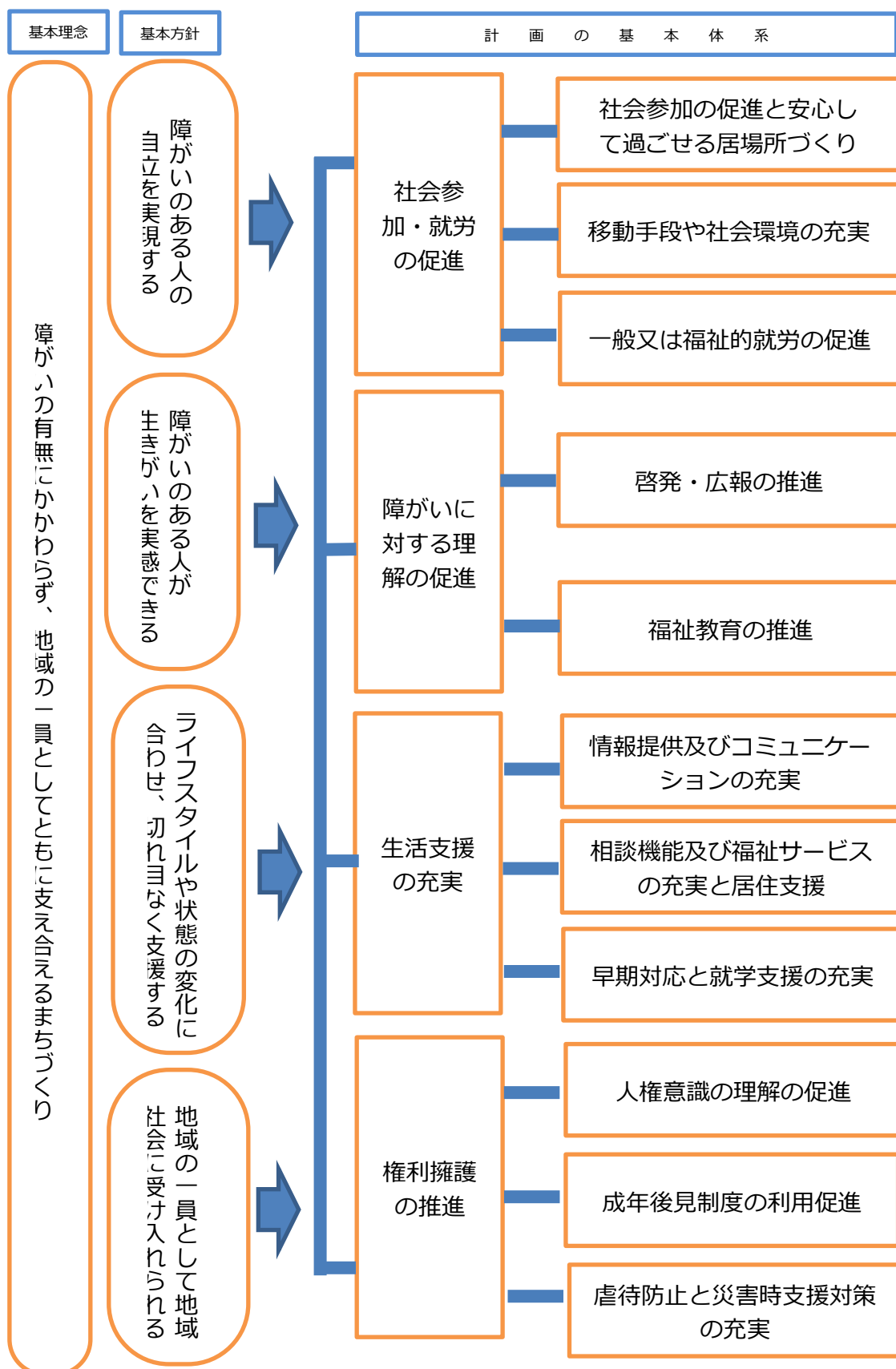
そのため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進めます。また、居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心な暮らしが確保できる環境を整えていきます。

(4) 権利擁護の推進

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人ない人、子ども、高齢者など、すべての人が暮らし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるとともに、国際社会の共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす「だれ一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、障がい者の虐待防止や差別の解消などを推進するとともに、成年後見制度の周知・啓発など権利擁護を推進していきます。

■施策の体系



第4章 施策の推進

1 社会参加・就労の促進

① 社会参加の促進と安心して過ごせる居場所づくり

【現状と課題】

障がいのある人が社会の一員として、充実した生きがいのある人生を送るためには、地域活動や文化活動、スポーツ、就労等、様々な場面において、だれもが参加しやすい環境づくりが重要となります。

本町においても、地域での受け入れ体制や環境に配慮した取り組みに努めているところですが、今後も、障がいのある人が地域における行事や様々な事業に参加しやすい体制づくりや交流する機会の確保について、より一層の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

- 地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図ります。
- 障がいのある人がスポーツや趣味活動など主体的に活動する機会や障がい者関係団体の活動について、引き続き支援を行っていきます。
- 重層的支援体制整備事業を通じて、障がいの有無にかかわらず安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

今後の取組	内 容
障がいのある人を対象にした活動への活動支援	● 障がいのある人や家族の居場所づくりや交流の場を提供する活動を支援します。
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、町内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。
家族に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会に参加する機会を確保できるよう、継続して支援を行います。

今後の取組	内 容
だれもが参加しやすい研修会の開催	● 障がいの有無にかかわらず、希望するだれもが参加できるよう環境に配慮した研修会を開催します。
ボランティア活動の促進・人材育成・活動拠点の整備	● 幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。幼児期から福祉にふれる機会を提供し、活動を周知します。ボランティア活動に関する情報提供は、様々な媒体を活用して積極的に行います。 ● 視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。 ● ボランティアセンターを中心に充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。
スポーツ・レクリエーション事業の推進	● 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。スポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。
文化・スポーツ施設等の環境づくり	● 文化・スポーツ施設等を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めます。
行事等への参加の促進	● 障がいのある人が地域行事等に参加しやすいよう、障がいのある人との交流会を行うなど、障がいに対する正しい理解を促進します。また、ボランティアの配置や会場の設営等に十分な配慮を行い、環境の整備に努めます。
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。
ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発	● 外からみてわからない障がいのある人が、困ったときに周りの人に助けや理解を求められるよう、ヘルプマーク及びヘルプカードの周知・啓発に努めます。

②移動手段や社会環境の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自立と積極的な社会参加を促すためには、だれもが快適で暮らしやすい生活環境の整備やバリアフリー化の推進、外出しやすい環境に配慮した移動支援や交通対策が必要です。

本町においても、ユニバーサルデザインの啓発や公共施設のバリアフリー化、移動支援に関しては福祉バスの運行や福祉有償運送実施体制の支援等を行っていますが、今後も引き続き環境の整備や啓発等について支援していく必要があります。

【今後の取組】

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援に関するサービスを提供する事業所の確保や支援に努めます。
- 障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組	内 容
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知啓発に努めます。
福祉バスの運行による生活交通の確保	● 他に移動手段を持たない町内の高齢者や障がいのある人などの生活交通を確保し、生きがいきづくりや社会参加の促進を図ります。
福祉有償運送の利用促進	● 障がいなどにより単独での移動が困難な人であって、公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、社会福祉協議会や NPO 法人等が運行している福祉有償運送の利用促進を図ります。
おもいやり駐車場の啓発・利用促進	● 歩行が困難な障がいのある人などの外出を支援するため、様々な施設で利用できるおもいやり駐車場の啓発と利用促進に努めます。
訓練施設等通所交通費補助金の支給	● 障がいのある人が訓練等施設に通所するとき、その経済的負担を軽減し、自立と社会参加を促進するため、必要な交通費を補助します。
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。

今後の取組	内 容
事業者に対する指導・助言	● 事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。
福祉のまちづくり意識の啓発	● 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。
安全で快適な歩行空間の確保	● 障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

③一般又は福祉的就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労で、一般就労が困難な人には福祉的な就労の場で就労する機会を確保していく必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人が働くために希望する支援として、「障がい特性に合った仕事内容や働き方の支援」が最も多くなっています。

障がい者の一般就労や福祉的就労する場が不足している本町の現状を踏まえ、ハローワークや就労支援を行う事業所とも連携の強化を図りながら、障がいのある人の希望に合わせた支援や機会の確保に努めていく必要があります。

【今後の取組】

- ハローワークや紀南地域障がい者就業・生活支援センターColors（カラーズ）、近隣市町と連携し、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- 障がいのある人の継続した就労を支えていくため、広域で組織する紀南地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、関係機関で情報を共有しながら、啓発や支援を行っていきます。
- 企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図るほか、就労等による収入が得られない障がいのある人に対し共済制度や各種年金・手当等の周知、手続等の支援を行います。

今後の取組	内 容
就労に対する相談支援の充実	● 就労希望の障がいのある人に、就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図りながら相談支援を実施します。
就労移行支援事業の推進	● 一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらに公共職業安定所、三重障害者職業センター等の関係機関との連携を強化します。
就労継続支援事業の推進	● 一般就労が困難な障がいのある人が、就労や生産活動の機会を得られたり、その他の就労に必要な支援を受けられるよう、就労継続支援事業の利用につなげます。
障がい者雇用の促進・関係機関の連携	● 就労支援部会等を通して近隣市町や障がい者関係団体との情報の共有を図ることで、適切な就労支援につなげます。 ● 企業に対して、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。
優先購入（調達）の推進	● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(障害者優先調達法)」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。
重層的支援体制整備事業による参加支援の実施	● 参加支援事業を活用する等により障がいのある人のニーズと地域の資源とをつないだり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。つながりが継続するための長期的な支援も行います。

今後の取組	内 容
各種手当の周知・利用促進	経済的な負担を軽減したり、自立を図ること等を支援するため、これらの制度を周知します。 ● 障害基礎年金 障がいのある人に、その障がいの程度により支給されます。 ● 特別障害者手当 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人が受けられます。 ● 障害児福祉手当 20 歳未満の重度の心身障がいのある人が受けられます。 ● 心身障害者扶養共済制度 障がいのある人を扶養する者等が、障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金の支給を受けます。 ● 更生資金等の低利貸付 障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。 ● 各種減免・無料制度 各種税金、有料道路、NHK放送受信料、郵便物が減免されます。 ● 児童扶養手当の支給 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当が支給されます。 ● 特別児童扶養手当の支給 20 歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当が支給されます。 ● 就学経費の一部支給 小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部が支給されます。

2 障がいに対する理解の促進

①啓発・広報の推進

【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本町では、広報誌や啓発チラシの配布等により、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発活動に努めています。しかし、アンケート調査では、障がいに対する地域内での理解について、理解が深まっていないと感じている人が 26.4%あります。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、必要な支援を受け相互に人格と個性を尊重し合いながら地域共生社会を実現できるよう、啓発事業の推進や、広報活動の内容の充実に努める必要があります。

【今後の取組】

- 町民を対象にした、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実に図ります。
- 町職員をはじめ、関係する職員に対して、障がいに関する研修や講演会の機会を拡充し理解を促進します。
- 各種相談支援機関や事業所、民生委員児童委員とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組	内 容
広報やホームページ等による周知・啓発	● 広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。 ● 町民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図るほか、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。

今後の取組	内 容
研修会等の開催・周知	● 町民の方々それぞれのライフサイクルに合わせた参加しやすい研修会を実施します。障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、だれもが過ごしやすい町づくりの啓発に努めます。 ● 障がいのある人を支援する関係機関が実施する講演会等の周知及び支援を行います。
町職員に対する研修の実施	● 障がいのある人をはじめ、様々な人権問題に対する理解を深めるため、町職員を対象とした集合研修等への派遣を行うとともに、各所属で人権研修に取り組みます。職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努め、積極的に各種研修会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。
民生委員児童委員等に対する研修の実施	● 民生委員児童委員やホームヘルパー等に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。

②福祉教育の推進

【現状と課題】

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、ともに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本町では、社会福祉協議会を中心に福祉教育に関する様々な事業に取り組んでおり、「地域共生社会」について学ぶ機会を持つとともに、体験学習等を実施し、障がいに対する理解の促進を図っています。

今後は、学校等での福祉や障がいに対する理解促進だけではなく、地域や企業等への働きかけも行いながら、障がいのある人やその家族が地域の一員として受け入れられていると実感できる地域づくりのため、福祉教育の一層の充実に努める必要があります。

【今後の取組】

- 早期から福祉に関する出会いのきっかけとなるよう、福祉協力校として町内の小中学校及び高等学校と連携を取りながら、社会福祉協議会を中心に福祉教育に関する働きかけを行っていくこととします。
- 障がいのある人が地域の人たちとふれあう機会をつくり、直接的に思いを伝える機会をつくる等、障がいがあってもなくても同じ地域の一員であることを感じあえるための啓発や体験ができるための機会の確保に努めます。

今後の取組	内 容
障がいのある人に対する正しい理解の促進	● 障がいに対する正しい理解と認識を培う学習を年間計画のなかに位置づけるとともに、学習で学んだことが生活のなかでいかせるよう教育内容の充実に努めます。
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活のなかで実践できるよう、教育内容の充実に努めます。
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やキャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。
社会人や高齢者に向けた福祉教育等の充実	● 幼児期や学齢期のみならず、生涯を通して参加できる障がいのある人とのふれあいの機会や障がいに対する学習の機会の充実に努めます。

3 生活支援の充実

①情報提供及びコミュニケーションの充実

【現状と課題】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における工夫や、情報提供の充実化が重要であり、障がいの特性に合った情報の伝達手段や意思疎通支援に配慮した取り組みが必要です。

本町では、声の広報やＩＣＴを活用した文字情報の提供、意思疎通支援の実施等に取り組んでいますが、今後も様々な手段を用いての情報発信と利用しやすい情報提供の環境を整えていく必要があります。

【今後の取組】

- 地域においてだれもが必要とする情報を、障がいがあることにより得られないといったことがないよう、様々な手段を活用して、情報提供の充実を図ります。
- 利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。
- 手話、点字、要約筆記等の講座を開催し、人材の育成に努めるとともに、講座終了後のフォロー体制の充実にも努めます。

今後の取組	内 容
広報紙やホームページによる情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要なときに確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報誌においては各課からの情報や取材内容が読みやすくかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。また、ホームページではだれにもやさしい情報発信に努めます。
聴覚・視覚障がいのある人に対する点訳・音訳等による情報通信の充実	● 情報通信技術の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。 ● 防災無線の内容は、防災無線での発信に加えて、メールや無料通信アプリ、電話、ホームページ等、様々な手段や方法での情報提供に努めます。 ● 広報誌は、視覚障がいのある人に対して、ボランティアによって朗読、録音して CD 配布を行う「声の広報」の活動支援を行うとともに、周知に努めます。

今後の取組	内 容
意思疎通支援事業・手話通訳者、要約筆記奉仕員の周知・利用促進	● 意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。 ● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。
「耳マーク表示板」の設置	● 聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように、役場等に「耳マーク表示板」を設置し、筆談による窓口対応を行います。また、銀行や病院等公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
手話通訳者等の人材育成	● 広く町民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために手話講座等の開催を支援し、手話通訳者等の人材育成の支援に努めます。

②相談機能及び福祉サービスの充実と居住支援

【現状と課題】

障がいのある人を取り巻く環境は、度重なる法改正、障がいのある人自身の高齢化、親亡き後の暮らしに対する不安、複合的な課題を抱える世帯状況等、多様な心配ごとを抱えている状況となっています。

アンケート調査においても、障がい福祉施策を進める上で今後とくに力を入れるべきこととして、「なんでも相談できる窓口をつくる等相談体制の充実」が26.4%で最も多くなっており、相談機能の充実が求められています。

その他、施設や病院からの退院等に当たっての受け入れ態勢、グループホームの整備といった面では十分とはいえず地域移行が進んでいない状況であり、福祉サービスの利用に関する内容についても、障がい福祉サービスを利用して不満なこととして、大半の方は「とくに不満はない」としているものの、「利用できる施設が遠い」が6.1%、「サービスの種類が少ない」が4.3%となっています。

今後も、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で暮らせるための支援体制を充実させていく必要があります。

【今後の取組】

- 新たに基幹相談支援センターを設置して相談支援体制の強化を図るほか、重層的支援体制整備事業による分野にとらわれない相談体制とすることで、複合的な相談支援体制の充実化を進めます。
- 保護者及び介護者の負担を軽減するとともに、障がいのある人本人の日常生活の支援を行うため、在宅福祉サービスの充実化を図るほか、専門職の資質向上についても研修の機会を確保する等、支援体制の充実化に努めます。
- 障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、県及び近隣市町と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組	内 容
相談支援体制の充実	● 障がいに関してなんでも相談できる窓口として、基幹相談支援センターを設置します。障がいのある人やその家族が抱えている悩みから、権利擁護に関すること、地域の障がいサービス事業所で対応できずに困っている事案等幅広く対応するため、障がい者総合相談支援センターあしすとをはじめとした関係機関と連携しながら、解決に向けて一体となって相談支援に取り組みます。 ● 障がいに関する相談にとどまらず、世帯で抱える複合的な課題についても重層的支援体制の一環として行います。 支援を行うにあたっては、地域や関係機関と連携し、アウトリーチ等の継続的な支援や参加支援を通じて必要な支援をいっしょに考えていきます。
紀南圏域自立支援協議会の活性化	● 地域課題を解決するための取り組みとして、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行います。また、圏域で解決すべき課題については紀南圏域自立支援協議において協議していくこととします。
就学相談の充実	● 発達相談や医師による相談により就学相談の機会の充実を図ります。
障がい者相談員の質の向上	● 障がい者相談員の質の向上を図るために研修する機会を確保し、関係機関とのつながりを強化します。
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。

今後の取組	内 容
行政・人権・心配ごと相談の開催	● 様々な人権に関する悩みの相談窓口として人権擁護委員等による相談を開催します。
補装具費の支給	● 身体障がい者の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補う補装具の交付及び修理について補装具費の支給を行います。
日常生活用具の給付	● 在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付します。
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がい者の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援等による支援を行います。
移動支援事業の充実 (再掲)	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、ＪＲ運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引等の制度の周知に努めます。
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。
障がいサービス事業所等との意見交換の場の設置	● 障がいサービス事業所との連携を図るため、意見交換の場を設置します。
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。

③早期対応と就学支援の充実

【現状と課題】

障がいの要因は疾病や疾患である場合も多く、障がいの発生予防や重度化を防ぐため、早期対応に取り組むほか、障がいのある人の高齢化、重度化による地域生活を支援していくためには、医療機関や療育、リハビリ機関等、関係機関との連携がより重要となります。

また、教育においても、乳児期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、保健、福祉等との連携のもとに早期からの切れ目のない支援体制の充実化が重要となります。

本町においても、近隣市町や関係機関と連携し、発達相談の体制整備や福祉、保健、教育機関等との定期的な連絡会議の開催、福祉部局が一体化した相談支援体制の整備等に取り組んでいます。

今後も、様々な関係機関とともに、それぞれの障がいの特性を正しく理解し、適切な対応が行えるよう、環境の整備も含めて進めていくことが重要となります。

【今後の取組】

- 早期発見、早期療育のため、乳幼児期の保護者の障がい受容を促す啓発活動や理解促進を図るとともに、発達段階に応じた一貫性のある支援を行うため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。
- 子どもの発育や発達状況の確認・把握に努めるとともに、相談しやすい環境を整備することにより、適切な支援が受けられるよう体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもにとって適切な教育・保育を提供することができるよう、認定こども園や小中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等との連携を強化します。

今後の取組	内 容
乳児家庭全戸訪問の実施	● 新生児（乳児）の家庭を保健師等が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の照会等を行い、早期からの相談等にも対応します。
新生児聴覚スクリーニング検査助成	● 生後 3 か月児までに対し、検査費の一部を助成することで、早期の発見につなげます。
二次健診	● 発育、発達の経過観察が必要な子どもや育児に不安を抱える保護者に対して、小児科医よりアドバイスが受けられる体制を、広域的な取り組みのなかで継続します。

今後の取組	内 容
親子教室	● 発達に障がいがある子どもとその保護者を対象に、遊びを通して生活習慣等が身につくよう支援しながら、育児相談を行います。
認定こども園における障がい児保育の充実と小中学校における障がい児教育の充実	● 認定こども園において軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受け入れを行うとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。 ● 小中学校において児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。
育成医療費・更生医療費の給付	● その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るため、18歳未満の身体障がいのある児童に対しては育成医療を、18歳以上の身体障がいのある人に対しては更生医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。
発達相談の充実	● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。 ● 発達相談について専門的な立場からの相談支援が受けられるよう、臨床心理士による相談支援が受けられる体制を維持します。
計画相談の実施	● 専門知識を持つ人材で計画相談を実施し、個々のサービスが適切かモニタリングを行います。
放課後等デイサービス事業の支援と確保	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所を提供する放課後等デイサービス事業の支援を行います。 ● 町内にサービスを提供する事業所がないことから、新たに身近な場所で障がいのある子どもが安心して過ごせる居場所を確保できるように努めます。

4 権利擁護の推進

① 人権意識の理解の促進

【現状と課題】

本町では、町職員に対し、障害者差別解消法にかかる研修を行い、合理的配慮及び障がい特性や障がい者に対する認識の向上に努めています。また、令和2年3月に「御浜町人権施策基本方針」を策定し、障がい者の人権についても基本方針を定めているところです。

その他、地域住民を対象とした人権に関する講演会の開催、広報誌等を通して障がいに関する広報活動を行い、障がい者問題への理解と地域共生社会の実現に向けた意識向上を図ってきました。しかし、アンケート調査では、障がいに対する地域内での理解について、理解が深まっていないと感じている人が26.4%あり、今後も意識向上に向けた取り組みが求められます。

【今後の取組】

- 町民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。
- 町職員をはじめ、関係する職員または専門職等に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する内容の理解を促進します。

今後の取組	内 容
合理的配慮の適切な提供と啓発	● 障がい者やその関係者からの不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等の相談に対応できるように、職員に対して障がい者差別解消法についての研修会や情報発信・提供を行います。 ● 障がいのある人が、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているときは、負担が重すぎない範囲で対応します。 ● 障がいのある人が不当な差別的取り扱いを受けることのないよう、合理的配慮の啓発に努めます。
人権問題に関する教育の推進・啓発活動の充実	● 「障がい」に対する見方・考え方ははじめ様々な人権問題の解決のために、学習会等で教育・啓発を推進します。また、各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、町民と協働で啓発・推進します。

今後の取組	内 容
職員への人権啓発と意識の向上	● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。

②成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

これまで相談支援事業の一環として、判断能力が十分ではない障がいのある人が、権利擁護（成年後見制度等）のための制度を利用するための支援や必要な援助等の充実・周知を図ってきました。

国において成年後見制度利用促進法が施行され、中核機関や審議会の設置等が市町に求められており、障がい者等の権利を守るための取り組みのさらなる充実化が必要とされています。

現状としては、対象者に十分な理解が浸透している状況とはなっておらず、また、支援体制としても充足している状況とまではいえず、成年後見制度についてのさらなる周知と利用促進、支援体制の充実化を図ることが必要です。

【今後の取組】

- 中核機関を本庁内に設置し、高齢者や障がい者に関する権利擁護について、一体的に支援を行える体制を整え、成年後見制度の普及啓発等を図ります。
- 判断能力が十分でない人の権利を守るために、権利擁護に関する事業や相談支援の充実化を図り、障がいのある人やその家族等の不安や悩みに寄り添い、必要な助言や支援を受けられる体制整備を行います。
- 障がい者を支援する支援機関とのネットワーク強化を図るとともに、専門職の資質向上や制度の理解促進に努めます。

今後の取組	内 容
日常生活自立支援事業の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等に対し、実施機関である社会福祉協議会と連携し制度の利用について積極的に啓発を図るとともに、成年後見制度との連携強化に努めます。
成年後見制度の周知と理解	● 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。 ● 福祉専門職等に対し、成年後見制度や高齢者の権利擁護にかかわる制度、情報等について研修できる機会を確保し、身近な支援者の資質向上を図ります。
成年後見制度の利用促進	● 成年後見制度について、相談・啓発・利用促進・後見人支援の 4 つの機能を有した中核機関を設置し、制度利用が必要な方に対して、円滑に支援できる体制を構築していきます。 ● 後見人等の確保について、弁護士・司法書士・社会福祉士とも連携しながら取り組むとともに、社会福祉協議会の法人後見事業等を通じて支援する体制の充実化にも努めていきます。
支援ネットワークの構築	● 中核機関が中心となり、弁護士・家庭裁判所・医療・福祉等の専門職との地域連携ネットワークを構築することで、障がいがあり制度利用が必要な人や後見人等が抱える課題に対して、専門的な支援を行っていきます。
成年後見利用支援事業	● 制度利用の必要性があっても低所得により制度利用が困難となる人に対して、成年後見制度申立てにかかる費用の助成や成年後見人等への報酬の助成、利用にあたっての支援を行います。 ● 制度利用が必要な人に成年後見制度申立てを行う親族がいない場合には、御浜町長による申立てを行います。

③虐待防止と災害時支援対策等の充実

【現状と課題】

障がい者に対する虐待通報に関しては、関係機関と協力し対応するとともに、虐待の未然防止や早期発見のために、小さな気付きからの通報と受け止める体制が重要となります。また、判断力が十分でない障がい者が消費者被害や犯罪等に巻き込まれるリスクも高いといった状況がみられます。

本町においても、広報等を通じた啓発活動や研修会の実施、訪問活動等を行いながら、障がいのある人の権利擁護対策を進めてきていますが、アンケートにおいて「障がいがあることで差別を感じたり、いやな思いをしたか」について「ある」が17.8%、「少しある」が9.8%となっており、その内容について回答があったもののなかには虐待とも取れるものもあり、今後も虐待防止に向け、広報・啓発活動を進めるとともに、相談体制の拡充を図ります。

その他、災害時の避難や避難後に支援を要する人も多く、見落とされがちな面に十分配慮した対策を講じる必要があります。

【今後の取組】

- 町民に対して障がい者虐待の防止についての啓発を行います。
- 関係機関との連携を強化し、虐待防止の相談窓口の機能の充実を図ります。
- 地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、町民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。
- 地域防災力（消防団、自主防災組織）の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容
虐待防止に関する広報・啓発	● 障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動を行います。
虐待相談機能の充実	● 虐待相談等は、基幹相談支援センターと障がい者担当部局が一体的に対応し、スムーズで迅速な対応や継続した相談対応が可能となるように努めます。 ● 障がい者及び養護者に対して相談や指導・助言等の支援を実施します。 ● 相談窓口の充実や周知活動を今後も展開していきます。
障がい施設従事者等における研修会の実施	● 施設従事者への支援として、障がい者の特性について理解を深めるための研修会の実施や、障がい者虐待防止の意識啓発等を行い、虐待防止に努めます。
消費生活対策の推進	● 民生委員児童委員や警察、県消費生活センター等と連携を図りながら、各種啓発パンフレットや広報誌等を活用した情報提供と相談体制の充実を図り、障がい者の悪徳商法等の未然防止に努めます。
避難体制の充実化の推進	● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られるような体制づくりを推進します。併せて、防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。
防災体制の充実	● 「御浜町地域防災計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所の開設）等、被災後の具体的な対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくり等の他分野にもかかわる計画です。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業等を進める必要があります。計画の進捗状況やサービス見込み量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、紀南地域自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等を進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

3 計画の見直し

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。なお、見直しにあたっては、様々な関係機関の意見を聞きながら、協働で行っていきます。

参考資料

アンケート調査結果

(1)調査の概要

調査の方法

- ①調査対象地域 御浜町全域
- ②調査対象者 町内にお住まいの、障がい福祉サービスを利用している方及び障害手帳をお持ちの方から無作為抽出
- ③調査期間 令和2年8月14日～8月31日
- ④調査方法 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

配布・回収数

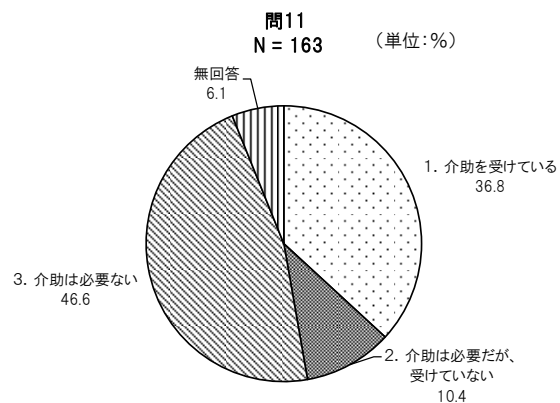
配布数	回収数	回収率
300	163	54.3%

(2)調査結果（主な結果を抜粋）

介護・介助の状況について

問11 あなたは、日常生活を送る上で、介助を受けていますか。

「介助を受けている」方が36.8%、「介助は必要だが、受けていない」方が10.4%となっています。



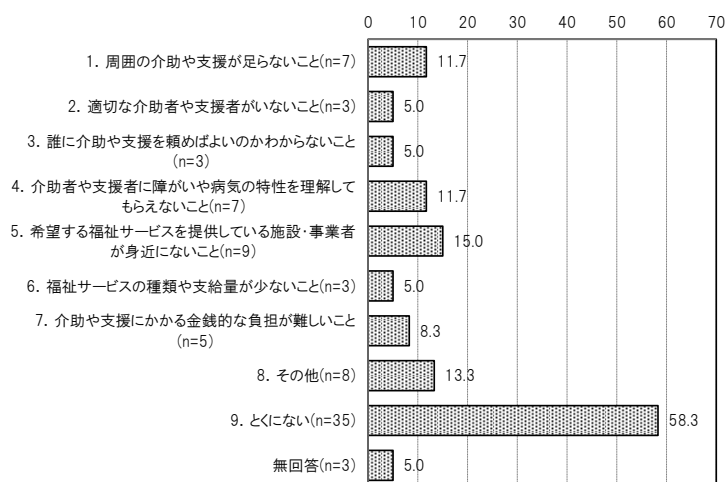
介助を受けている方におたずねします。

問12 介助を受けているなかで、あなたが困っていることについて教えてください。

「とくにない」が58.3%と半数以上となっています。次いで多かったのは「希望する福祉サービスを提供している施設・事業者が身近にないこと」となっています。

問12
N = 60

(単位: %)



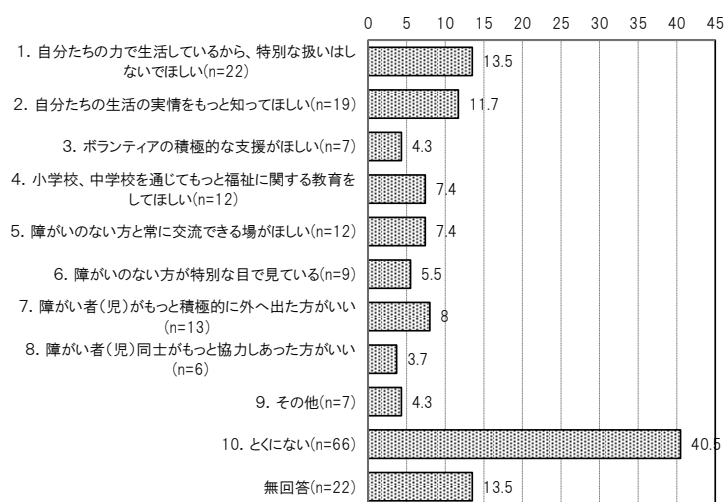
暮らし・社会参加について

問13 あなたが日頃生活していると感じることは、次のうちどれですか。

「とくにない」が40.5%で最も多く、次いで「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いほしくない」が13.5%、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」が11.7%となっています。

問13
N = 163

(単位: %)

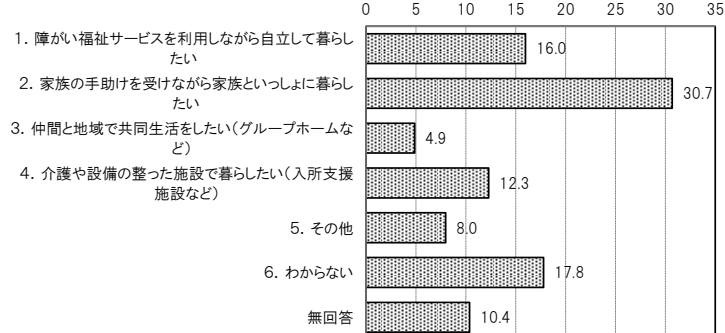


問14 あなたは、今後、どのように暮らしたいとお考えですか。

「家族の手助けを受けながら家族といっしょに暮らしたい」が30.7%で最も多く、次いで「障がい福祉サービスを利用しながら自立して暮らしたい」が16.0%となっています。なお、「わからない」は17.8%となっています。

問14
N = 163

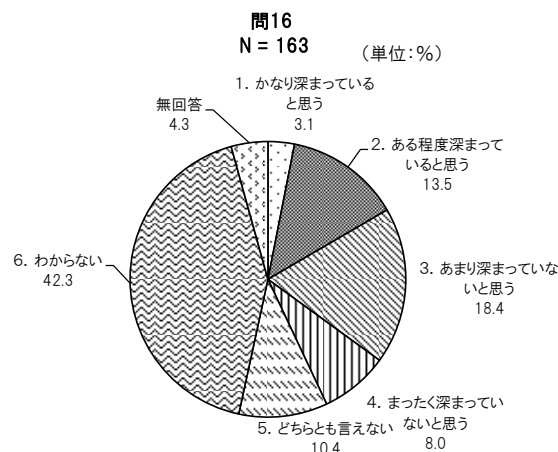
(単位: %)



障がいへの正しい理解について

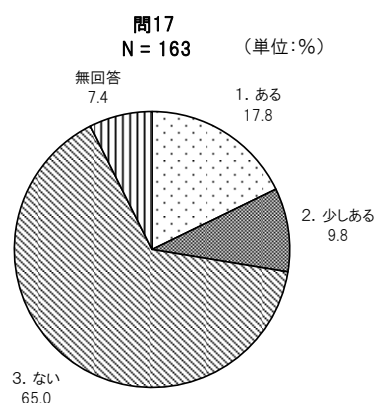
問16 あなたは、障がいに対する地域内での理解について、どのように感じていますか。

「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」を合わせた『深まっていると思う』割合は16.6%で、「あまり深まっていないと思う」と「まったく深まっていないと思う」を合わせた『深まっていないと思う』割合26.4%に比べ10ポイントほど低くなっています。



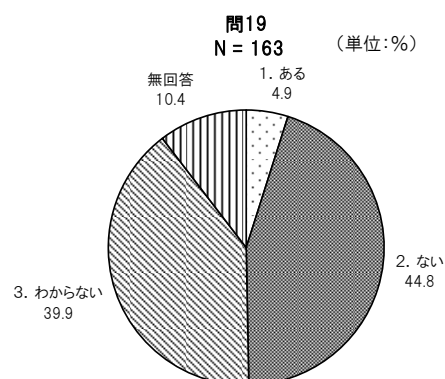
問17 あなたは、障がいがあることで差別を感じたり、いやな思いをする（した）ことがありますか。

差別を感じたり、いやな思いをする（した）ことが「ある」と「少しある」を合わせた『ある』割合は27.6%となっています。



問19 あなたは、合理的配慮を提供してもらえなかったことがありますか。

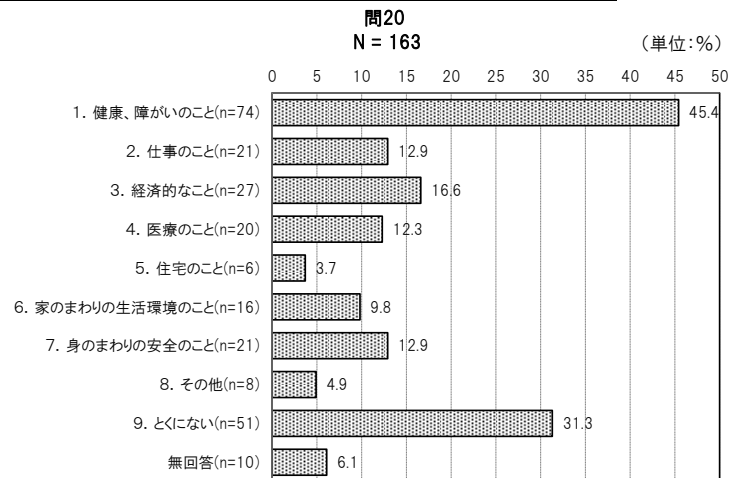
合理的配慮をしてもらえなかったことが「ある」割合は4.9%となっていますが、「わからない」が39.9%、「無回答」が10.4%であり、合わせて半数以上となっています。



不安や悩みについて

問20 あなたが、現在、とくに不安に感じていることは何ですか。

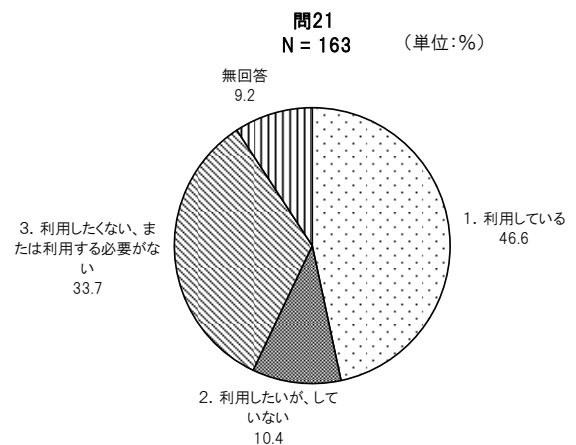
「健康、障がいのこと」が45.4%で最も多くなっており、次いで「経済的なこと」が16.6%、「仕事のこと」が12.9%、「医療のこと」が12.3%となっています。



障がい福祉サービス等について

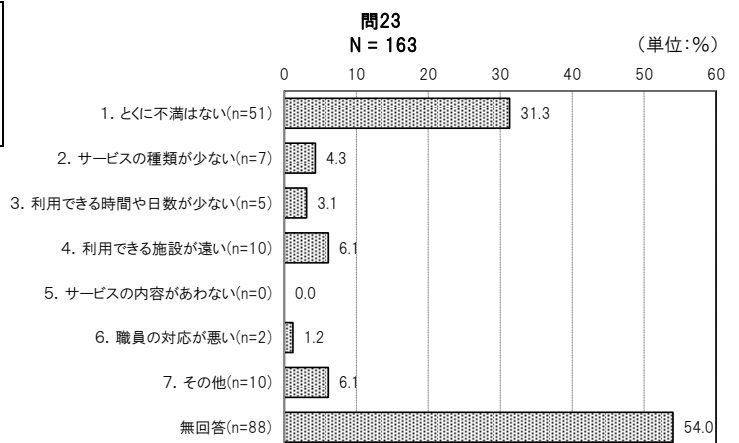
問21 あなたは、現在、障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた障がい福祉サービス等を利用していますか。

「利用している」が46.6%となっていますが、「利用したいが、していない」と回答された方も10.4%います。



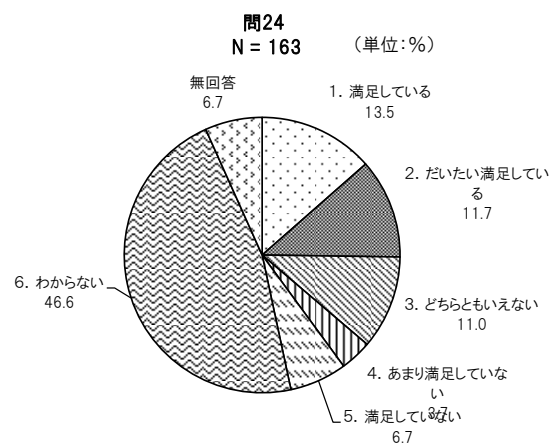
問23 サービス等を利用して、不満に思うこと等がありますか。

「無回答」が54.0%、「とくに不満はない」が31.3%となっており、多くの方は不満に思うことはないことがうかがえます。挙がっている項目のなかでは、「利用できる施設が遠い」が多くなっています。



問24 障がい福祉サービスを提供する事業所について、あなたがお住まいの地域における充足状況に満足していますか。

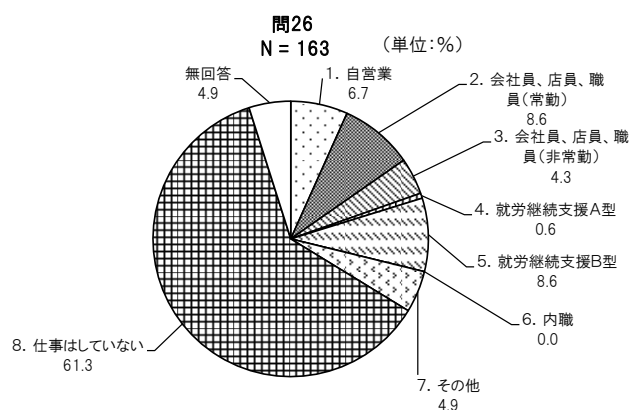
「満足している」と「だいたい満足している」を合わせた『満足している』の割合は 25.2%となっています。なお、「わからない」が 46.6%となっています。



就労支援及び就学について

問26 あなたは、主にどんな仕事をしていますか。

「仕事をしていない」方が 61.3%と半数以上となっています。次いで多いのは「会社員、店員、職員（常勤）」が 8.6%、「就労継続支援 B 型」が 8.6%となっています。

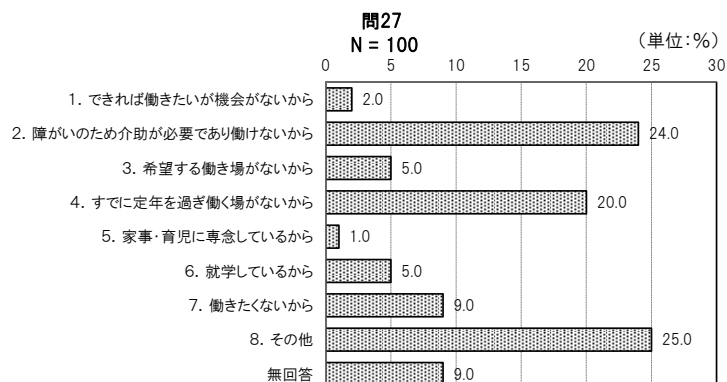


問26で「8 仕事をしていない」を

選んだ方におたずねします。

問27 あなたが、仕事をしていない理由は何ですか。

「障がいのため介助が必要であり働けないから」が 24.0%で最も多くなっています。「できれば働きたいが機会がないから」は 2.0%となっています。



問27で「1」～「3」を選んだ方

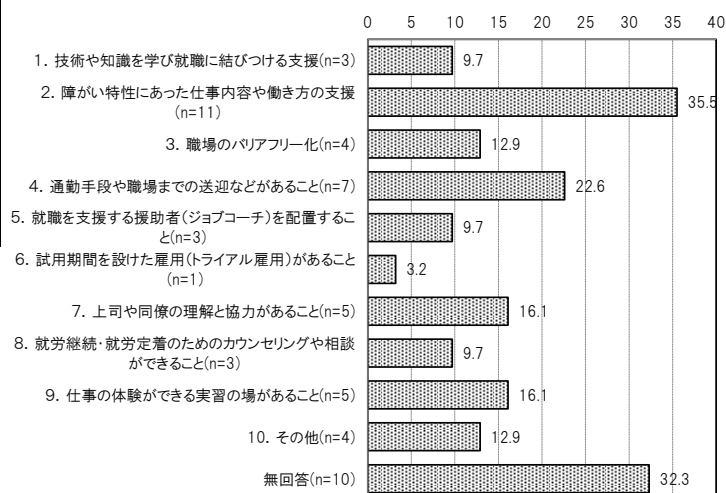
におたずねします。

問28 あなたが働くために、どのような支援を希望しますか。

「障がい特性にあった仕事内容や働き方の支援」が 35.5 で最も多く、次いで「通勤手段や職場までの送迎などがあること」が 22.6%となっています。

問28
N = 31

(単位: %)



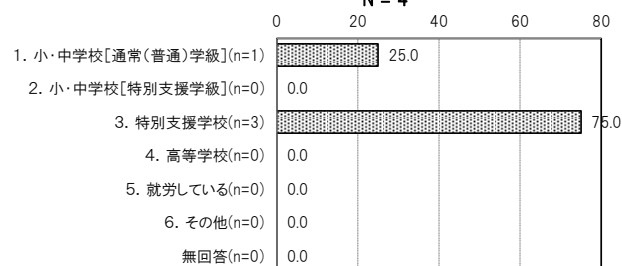
問29 あなた（お子さま）は、現在、どの学校・学級で学ばれていますか。

※ 6～18歳（就学している）場合のみ回答

通っている学校として「特別支援学校」が多くなっています。

問29
N = 4

(単位: %)



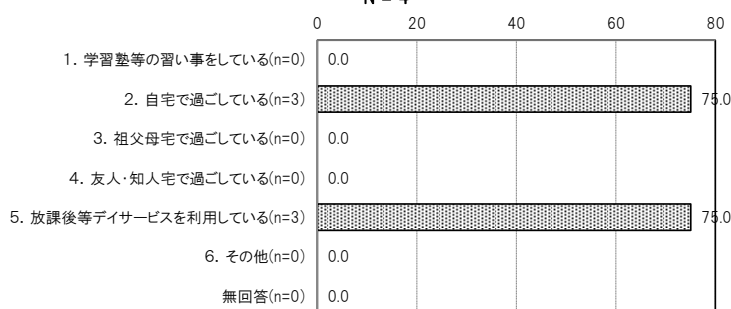
問30 放課後、あなた（お子さま）はどこで過ごしていますか。

※ 6～18歳（就学している）場合のみ回答

「自宅で過ごしている」及び「放課後等デイサービスを利用している」が挙げられています。

問30
N = 4

(単位: %)

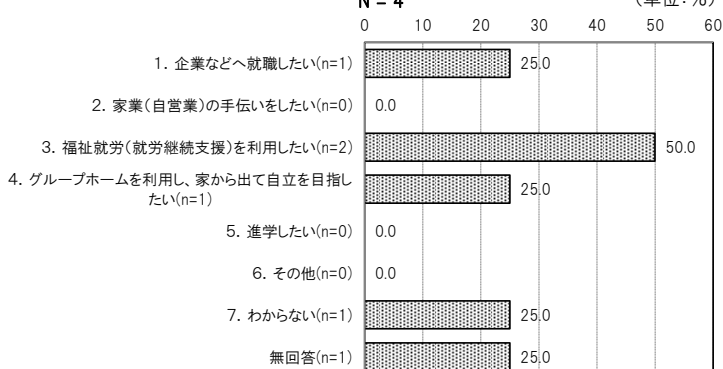


問31 あなた（お子さま）は学校を卒業したあと、どのような進路を希望しますか。

※ 6～18歳（就学している）場合のみ回答

問31
N = 4

(単位: %)

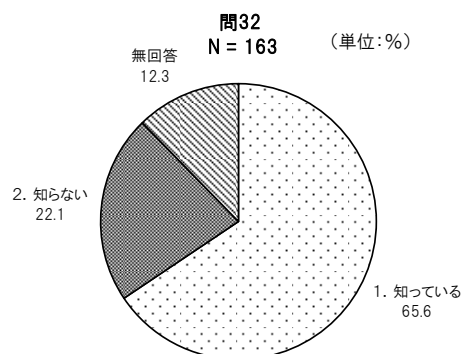


「福祉就労（就労継続支援）を利用したい」が複数名から挙げられています。

災害時の避難等について

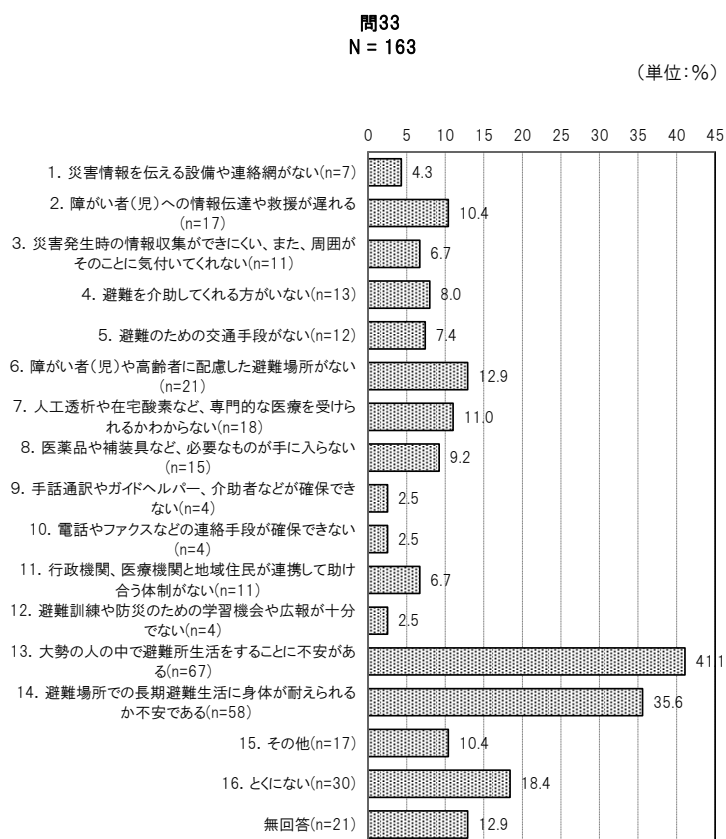
問32 あなたは、ご自分が避難する最寄りの指定避難所を知っていますか。

「知っている」方は65.6%いましたが、「知らない」方が22.1%となっています。



問33 台風や地震等の災害が発生したとき、何が不安ですか。(あてはまるものすべてに○)

「大勢の人の中で避難所生活をすることに不安がある」が41.1%、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が35.6%となっており、とくに不安を感じています。



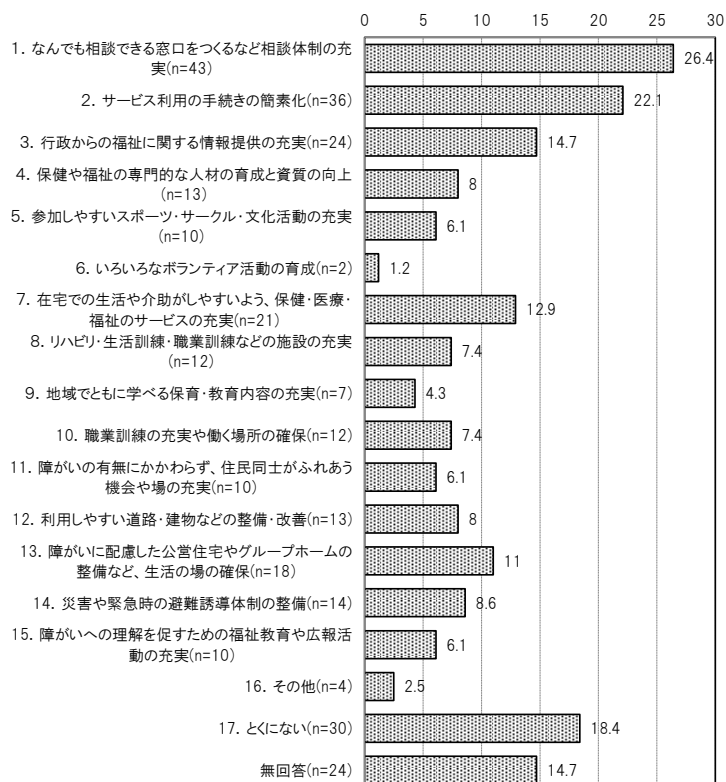
障がい福祉施策全般について

問34 今後の障がい福祉施策を進める上で、とくに力を入れるべきことは何だと思いませんか。

「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が26.4%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が22.1%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が14.7%となっています。なお「とくにない」は18.4%となっています。

問34
N = 163

(単位: %)



用語解説

あ行

アウトリーチ等の継続的な支援

行政や支援機関等が、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、支援につながるように積極的に働きかける取り組みのこと。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」のこと。具体的には、2015年9月に開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そのなかに記載されている2016年～2030年までの国際目標を指す。

か行

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として位置づけられた施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下等のために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

手話通訳者

聴覚・言語障がいのある人との意思疎通を、手の動きや顔の表情等により仲介する人。厚生労働大臣の認定試験として平成元年からは手話通訳技能公認試験（手話通訳士試験）が実施されている。

新生児聴覚スクリーニング検査

聞こえの異常を早く発見するために、生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う「耳の聞こえ」の検査。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守るための制度。

た行

特別支援コーディネーター

保護者や外部の関係機関に対する学校の窓口として、校内の教員・保護者や外部の教育・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整等を行いながら、校内や地域の幼稚園・小中学校等に対する支援を推進する担当者のこと。

な行

ノーマライゼーション

障がいの有無や性別、年齢の違い等によって区別をされことなく生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざすという理念のこと。

は行

避難行動要支援者

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るためとくに支援を要する人。平成 25 年の災害対策基本法改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられた。

福祉避難所

障がい者、高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする人々を対象に開設する避難所。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることを要約筆記、要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記奉仕員、要約筆記者等と呼ぶ。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者等を対象とする。

ら行

ライフサイクル

人間の出生から死亡までを 1 周期とした過程のことで、乳幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期等の段階に分けられる。

ライフスタイル

人々の生きがい、価値観、生活に対する感覚等に基づいた、衣、食、住、交際、娯楽活動等の生活様式、生活行動、習慣等のこと。

第 1 期御浜町障がい者計画

令和 3 年 3 月発行

発行 御浜町健康福祉課

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

電話 05979-3-0515 Fax 05979-3-0121